

被用者年金制度の一元化法案について

財務省主計局給与共済課

はじめに

近年、社会保障制度を取巻く環境が大きく変化している中で、共済年金制度については、

年金一元化についての議論が行われました。

昨年一月には「被用者年金の一元化等に関する政府・与党協議会」が設置され、

被用者年金の一元化等に向け、各制度共通の負担と給付のあり方などについて議論が行われ、四月二十八日に「被用者年金制度の一元化等に関する基本方針について」が閣議決定さ

れた。この方針は、本年四月十三日の閣議決定を経て、同日に国会に提出されました。

以下、法律案の主な概要を紹介します。

この被用者年金制度の一元化については、その処理方針をできる限り早くとりまとめるよう」との指示があり、これを受けて、政府や与党において、被用者

検討・議論が行われ、昨年十二月十九日に開催された「被用者年金の一元化等に関する政府・与党協議会」で「被用者年金の基本的な方針と進め方について」が了承され、これらの決定事項について法案作成作業を行い、「被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律案」は、本年四月十三日の閣議決定を経て、同日に国会に提出されました。

その後、この「基本方針」において検討課題とされた事項について、更なる検討・議論が行われ、

小泉総理から「被用者年金制度の一元化については、幅広く議論し、その処理方針をできる限り早くとりまとめるよう」との指示があり、これを受けて、政府や与党において、被用者

検討・議論が行われ、

法律案の趣旨

被用者年金制度の一元化は、制度の安定性・公平性を確保し、公的年金全体に対する国民の信頼を高めるため、共済年金制度を厚生年金保険制度に合わせる方向を

基本として行うもので。これにより、民間被用者、公務員及び私学教職員を通じて、同一保険料、同一給付を実現することとしております。

金との制度的な差異については、基本的に法規で創設し、別に法律で創設し、職域部分の廃止と同時に実施するという趣旨を法律案の附則に規定している。

法律案の内容

1 被用者年金の大半を占める厚生年金に、

公務員及び私学教職員も加入することとし、

被保険者の記録管理、給付の裁定等を行う。

4 事務組織について

は、効率的な事務処理を行う観点から、

減額後の給付額が二百五十万円を下回らないこととする配慮措置あり)。

5 共済年金にあ

る公的年金としての三階部分(職域部分)

一元化の時期は、平成二十二年四月一日を原則とする。なお、追加費用の減額につ

いて

共済組合(国・公済連合会)や私学事業団を活用することとし、

減額後給付額が二百五十万円を下回らないこととする配慮措置あり)。

6 追加費用の削減

のため、恩給期間等に係る給付について、本人負担の差に着目して、二十七%引き下げ(ただし、受

下げ)ることとする。また、被保険者の財産権保障の観点から、給付額全体の減額率の上限を一定割とするとともに、減額後給付額が二百五十万円を下回らないこととする配慮措置あり)。

7 その他の措置

は、効率的な事務処理を行う観点から、

減額後給付額が二百五十万円を下回らないこととする配慮措置あり)。